

○財務省告示第三百六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十二年八月二十日に発行した割引短期国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年九月八日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百三十回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法 各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。

十 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額						口			
				行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加		国 債 市 場		
	平成二十二年八月二十日	すの額の記載又は記録による最も低い額と	千万円				七千七百九十億八千六百十五万	二兆三千七百七十四億五千九百二							額千円金額で千七百九十七億円	額千円金額で二兆三千二百二億三			各国債市場特別参加者ごとの申込みの応募額を割り当ててる。

十六	十五	十四	十三							口	イ		
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	行争入札発	非価格競	者・第I	特別参加市場	国債市場	入札競争	
平成二十二年八月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成二十三年八月二十二日				十八銭一厘	額面金額百円につき九十九円八	格十銭以上のそれぞれの応募価格	額面金額百円につき九十九円八